

令和2年10月5日

庄内町長 原 田 眞 樹 様

庄内町振興審議会
会 長 斉 藤 徹 史

答 申 書

令和2年9月2日付け諮問第3号で諮問された第2次庄内町総合計画後期基本計画の策定について、庄内町振興審議会条例施行規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

令和2年 9月 7日 (月)	令和2年度 第1回振興審議会全体会
15日 (火)	第1回 振興審議会総務分科会
16日 (水)	第1回 振興審議会文教厚生分科会
18日 (金)	第1回 振興審議会産業建設分科会
23日 (月)	第2回 振興審議会総務分科会 第2回 振興審議会文教厚生分科会 第2回 振興審議会産業建設分科会
25日 (金)	分科会会長会
29日 (水)	令和2年度 第2回振興審議会全体会

2 審議した事項

第2次庄内町総合計画後期基本計画の策定について

3 委員名簿

斉藤徹史、石井範子、加藤修一、加藤 容、長南久良
梅木 均、佐藤道子、田澤富雄、海藤喜久男、佐藤あゆ子、
佐藤正義、大滝正博、渡曾 正、吉田勝紀、高橋義夫

4 事務局

佐藤博文、阿部 聡、岡本由美、日向 唯、太田彩瑛

5 審議の結果

「第2次庄内町総合計画後期基本計画について」を審議検討した結果は、別紙のとおりです。

1 総括的事項

第2次庄内町総合計画後期基本計画の策定については、後期5年間のまちづくりを進めるにあたり、基本構想におけるまちづくり基本理念である「挑戦」「参画・協働」「公益」を念頭に、町民みんなのまちづくりの共通目標として、持続的発展のための経営指針として、5つの重点構想と6つの基本目標を掲げその具体的主要施策・主要事業等で構成しており、その内容は妥当なものとして認めます。

今後は、基本計画・実施計画策定に下記の視点を加えるとともに、とくに、計画の実施に当たっては、次の3点に留意することを期待します。

第一に、町の最大の課題である人口減少に歯止めをかけるとともに、町の財政や人口に見合った施策を図ること。町財政の現状を住民にわかりやすく説明することで、その深刻さを町民と共有し、必要な場合には、町民にも新たな負担やサービスの削減への理解を求めながら、財政状況の改善に向けた抜本的な改革を実現すること。

第二に、住民本位の町政を実現するためには、町の行政活動への「わかりやすさ」が必要です。事業の実施に当たっては、住民が一つの課で事業やサービス、情報等にアクセスできるよう、組織上の窓口一元化を図ること。

第三に、令和2年(2020年)、新型コロナウイルスの感染が世界的に蔓延し、町民の健康や生活、経済に深刻な打撃を与えています。町は、その回復に向けて全力で取り組むこと。既存の事業や計画されている事業には、今後優先順位を設けるなどして状況に適切に対応し、必要であれば柔軟に見直し・廃止とすること。

後期基本計画では、新たに「幸福度」にも触れられています。町政の目的は、町民それぞれの幸福を実現することです。そのためには、町内の人と人との結びつきが強まるだけでなく、若者や女性が活躍できる環境をつくることが重要です。子供たちが、「この町に住んでいきたい」、「この町に住んで良かった」と思うことができるよう、温かさや寛容さ、包容力のある「まちづくり」を希望します。

2 後期基本計画について

広く分りやすい町民に親しまれる計画として、基本計画における主要施策、主要事業、施策指標等その関連性が明確に分かるような表記に配慮されたい。また、専門用語等には、注釈を追記するなど町民の理解が深まるよう努められたい。

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

- (1) 保健福祉の事業数が前期計画と比較するとかなり増えている。「包括」という言葉の入る行政サービスを図っていくとあるが、役場の相談窓口が1か所とは限らないため、町民が戸惑うことのないよう、関係機関や関係課が連携を密にして事業を図られたい。また、高齢者や障害のある人などを含め、困りごとを抱える様々な人が相談しやすい体制をつくられたい。

- (2) 関係機関・団体との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めるとともに、子育て日本一を宣言している町として、町民の要望の多い小児科・産婦人科の誘致や医師の確保について引き続き努められたい。

第2章 よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

- (1) 公民館の在り方や指定管理とコミュニティセンター化について、具体的な推進方法等を分かりやすく町民に周知し、民意を尊重しながら最善の施策を検討されたい。
- (2) 町主管のソフト事業に関し、スポーツ事業と同様に文化事業においても、芸術文化協会、指定管理者、行政を含めた組織連携のもと、調整しながら推進するように検討されたい。
- (3) 伝統芸能の復活や伝承は、それぞれの集落単位での維持が難しくなっている。そのため、可能なものについては広く地区・学区で維持を図るなど、行政の主導のもと、後世に伝承していけるような方策を検討されたい。
- (4) 国内外交流における「国際理解・交流活動の推進」では、文化交流だけでなく外国人の雇用、結婚、離婚及びそれに関わる在留資格などの法律関係にも対応できるよう、外国人への総合的なサポートに努められたい。また、外国人一人一人の人権を尊重し、人権の大切さを町民や町内企業に啓発しながら、交流の促進に取り組まれるよう努められたい。

第3章 美しく安全・安心な生活環境のまち

- (1) 近年、他の地域では、自然エネルギーをめぐる自然環境や資源、景観などに関わる紛争が起きている。自然エネルギーの必要性に留意しつつ、町としては条例等を整備するなど、豊かな自然環境や資源、景観を維持できるよう最善の対策を早急に検討されたい。
- (2) 上下水道・ガスは、町民アンケート結果の満足度で上位にある分野であるが、経営形態やサービスなどに関して将来的に課題が生じるものと予測されている。こうした内容は、町の広報紙等によって町民に情報提供を図られたい。
- (3) 防災に関する各種訓練・研修等を推進し、町民が自ら命を守る自助の防災意識の向上を図るとともに、防災知識の向上につながる防災教育に努められたい。
- (4) 昨今、常識を逸した犯罪例が増えている。町民の安全安心な生活環境を守るため、防犯カメラの設置に向けて、個人や商店への啓発や助成事業を行うなど、状況に応じて柔軟に対応するように検討されたい。
- (5) 危険空家については、現在の法体系では私有財産を強く保護しているため、町の対応には限界がある。危険空家が町民生活を脅かすことがないように、県や国に対して法改正などの要望を積極的に出すように検討されたい。

第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち

- (1) 農林水産業では、喫緊の課題となっている農業の担い手育成と、町の特産品を目指した売れる農産物づくりに注力するとともに、機械化や基盤整備等の効率的な農業の仕組みづくりにも努められたい。
- (2) 本町商工業事業所の大半を占めている小規模事業者への支援拡充について、時世をとらえ関係団体と連携して強化していくように努められたい。
- (3) 観光では、ホームページの充実やメディアの活用、SNS 等による効果的な情報発信や宣伝に努め、稼げる観光産業づくりの促進を図られたい。
- (4) 今後、社会のデジタル化がいっそう進むものと見込まれている。インターネットでのトラブルや悪質な詐欺被害が高齢者から未成年者まで幅広い年代で発生していることから、高齢者はもとより、児童・生徒を対象にした幼少期からの消費者教育にも努められたい。

第5章 未来へ基盤が整ったまち

- (1) 公共交通の充実について、「これからの社会状況に応じた方策を多角的な視点で講じる」という文言を入れるなど考慮されたい。

第6章 みんなでつくる自立したまち

- (1) 男女共同参画について、女性登用率向上の気運はあるが実績につながらない現状があるため、「年限を切って必ず実現につなげる」という決意をもって、具体的な目標のもとで啓発活動に努められたい。